

総務委員会会議録

平成29年7月27日(木)

(開 会) 10:02

(閉 会) 12:35

【 案 件 】

1. 請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願
2. 入札制度について

【 報告事項 】

1. 2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について (都市施設整備推進室)
2. 中心拠点(菰田地区)活性化基本方針検討業務について (都市施設整備推進室)
3. 本庁舎2階屋上広場タイルについて (総務課)
4. 平成29年7月九州北部豪雨について (防災安全課)
5. 柔軟な働き方の試行について (人事課)
6. 平成29年度飯塚市職員採用試験について (人事課)
7. 職員の私的な旅行事案に関する件について (人事課)

○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第13号 「原子力損害の賠償に関する法律（原子力損害賠償法）を実効性あるものに改正することを求める意見書」の提出を求める請願」を議題といたします。

本請願の紹介議員に関して、事務局より説明させます。

○議会事務局次長

本請願の紹介議員である、瀬戸 光議員から、7月25日付けで、紹介取り消し申出書が議長宛に提出されております。また、あわせて同日付けで、宮嶋つや子議員から、本請願の紹介議員となる旨の申出書が、議長宛に提出されております。紹介議員の取り消し及び紹介議員の追加の取り扱いにつきましては、いずれも本会議での承認が必要となります。

なお、本請願は、すでに議長において受理され、総務委員会に付託されておりますので、請願の効力には影響はございませんので、お知らせいたします。

○委員長

ただいま事務局から説明がありましたが、紹介議員の取り消し及び紹介議員の追加について、本会議での承認を受けた後、改めて、紹介議員から趣旨説明を受け、審査を行うということで、本日は継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。

○契約課長

平成28年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。

資料の「入札制度について(資料1)」をお願いいたします。まず、「平成28年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。

資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成28年度の工事契約落札率別内訳表でございまして、設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載し

たものであります。

左から落札率、件数、契約金額総額を記載しております。落札率を70%未満、70%以上80%未満、80%以上90%未満といったような分類をしております。99%以上につきましては、0.3%刻みで更に細かく分類をしております。

平成28年度の入札件数といたしましては158件で、契約金額の総額は97億4656万1029円でありまして、その平均落札率は90.64%となっております。

次に、「平成28年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページから6ページをお願いいたします。平成28年度の条件付き一般競争入札の実施状況でございますが、左から工事名、工種等級等、予定価格、最低制限価格、落札額、落札率、申請者数、応札者数、最低制限価格応札者数、入札日を記載しております。平成28年度は、68件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が48件、建築一式工事が17件、専門工事が3件となっております。68件うち、45件が最低制限価格に応札がなされ、44件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、6ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、89.47%となっております。

次に、「平成28年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の7ページをお願いいたします。平成28年度の等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で平成28年度は9件実施しております。なお、落札率につきましては、一番下の欄に平均として記載しておりますが、87.30%となっております。

以上、簡単ではございますが、平成28年度建設工事の入札執行状況についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成29年度建設工事の入札執行状況について、お手元に配付しております資料に基づき、ご説明いたします。資料の「入札制度について（資料2）」をお願いいたします。

まず、「平成29年度工事契約落札率別内訳表」のご説明をいたします。資料の1ページをお願いいたします。この資料は、平成29年6月末現在の「工事契約落札率別内訳表」でございます。設計金額が130万円以上の工事請負契約案件について、落札率別に記載したものであります。6月末までの入札件数といたしましては29件、契約金額の総額は15億277万320円でありまして、その平均落札率は90.59%となっております。

次に、「平成29年度条件付き一般競争入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の2ページをお願いいたします。平成29年6月末現在の条件付き一般競争入札の実施状況でございます。本年度は6月末までに、10件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が5件、建築一式工事が5件となっております。10件のうち、9件が最低制限価格で応札がなされ、8件については、くじ引きにより落札者を決定したところでございます。落札率につきましては、2ページの一番下の欄に平均として記載しておりますが、89.49%となっております。

次に、「平成29年度変動型最低制限価格方式による入札実施状況」につきましてご説明いたします。資料の3ページをお願いいたします。これは、等級区分のクロスゾーンに適用します変動型最低制限価格方式による入札実施状況で、6月末までに1件実施しております。

なお、落札率につきましては、92.69%となっております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。今資料に基づいて、説明をされてお聞きいたしました。資料1のうち1ページに、平成28年度工事契約落札率別内訳表（平成29年3月31日現在）という資料があります。平成28年度のことなんですけれども、資料を見ますと、平均落札率が90.64と、契約金額が総額97億円余というふうになっております。90%以上を見ますと、158件中の66件が90%以上ということになっておりますけれども、99.6%以上が13件となっておりますが、100%は何件あるのか、お尋ねします。

○契約課長

100%につきましては、平成28年度は9件ございました。

○川上委員

その内訳をお尋ねします。

○契約課長

落札率が100%の案件ですが、資料1のほうの2ページの4番目の旧平恒小学校大規模改造（その1）工事、5番目の旧平恒小学校大規模改造（その2）工事、15番目の（仮称）飯塚市立鎮西小中学校（1工区）工事、3ページの16番から19番目の（仮称）飯塚市立鎮西小中学校建設（2工区）工事、（3工区）工事、（4工区）工事及び（5工区）工事、5ページの46番の若菜児童館建設工事、6ページの65番の旧街なか子育てひろば復旧工事の9件でございます。

○川上委員

子育て、学校にかかる施設ばかりで9件ということなんですけれども、平成27年度、前年度と比較すると、どういうことか、27年の状況を教えていただけますか。

○契約課長

平成27年度につきましては、100%の案件が4件ございました。

○川上委員

その内訳をお尋ねいたします。

○契約課長

その4件につきましては、菰田小学校大規模改造（その3）工事、鯉田小学校大規模改造（その4）工事、（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（プール棟）工事、（仮称）子育てプラザ建設工事、以上4件でございます。

○川上委員

これも子育てと学校にかかることということですね。念のために、平成26年度について、100%はどうか。

○契約課長

平成26年度につきましては、100%入札は5件っております。

○川上委員

内訳を言っていただけますか。

○契約課長

内訳としましては、（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（1工区）工事、（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（3工区）工事、（仮称）飯塚市立幸袋小中学校建設（2工区）工事、（仮称）飯塚市立穂波東小中学校建設（2工区）工事、菰田保育所新園舎建設工事の5件となっております。

○川上委員

どうしてこのように、学校と子育て関係の工事で100%が続くのかということは、中身を見れば、検討が可能なわけなんですけれども、26年12月16日の総務委員会に執行部は、こういう報告書をしていますよね。条件付き一般競争入札にかかわる公告文書記載事項の一部変更について、ご報告しますと、今回変更いたします内容は、現行では条件付き一般競争入札の公

告文書において、入札参加申込業者が1者の場合は入札を中止する。または入札を中止する場合がある旨を記載しており、これに基づきまして、入札参加申込業者数が1者の場合は、事務取扱として入札を中止してまいったところを、この記載を削除いたしまして、入札参加業者数が1者でも入札を執行するように改めるものがございますというようになっています。このことがこの100%入札、1者入札ということで、引き金を引いたと思われまじけれども、25年度については、1者入札はなかったと思いますが、100%落札はどうですか。

○契約課長

平成25年度につきましては、5件の100%入札がっております。

○川上委員

内訳をお尋ねします。どういう工事かも教えてください。

○契約課長

工事名をお伝えいたしますと、大谷池貯水施設改良工事、潤野大牟田池貯水施設整備工事、明星寺地区浸水対策（護床）改良工事、赤坂スタレ石線道路舗装修繕工事、大門・有井線道路修繕舗装工事、以上の5件でございます。

○川上委員

いずれもそれ以降の子育て、学校にかかわるものとは違った分野の工事であることがわかりますし、契約額についても、大きく違うということがわかると思います。それで私は、この平成26年12月16日の総務委員会に報告した、1者入札の場合は中止する、あるいは中止する可能性のことについての公告の中の文章を削除したことが、どういう影響を与えたかについて執行部が、この間どういう検討したのか、していないのか、お尋ねしたいと思います。答弁を求めます。

○契約課長

毎年度、入札の件数及び落札率等についてはご報告いたしておりますが、その結果に基づきまして、落札率が上昇した状況とか、そういった分については、内部で一応検討といいますか、詳細な検討はやっておりませんが、理由についての契約課として内部の協議は行っております。

○川上委員

あなた方は、その後、どういう表現でしたか、まともな理由を言わないで、今後は1者入札はだめという、平成26年12月16日に総務委員会に報告する以前の状態に戻すということと言われたわけけれども、内部で検討して、正確な総括をした上で、もとに戻すということをしたわけではないということでしょうか。

○契約課長

平成29年度から1者入札を中止するという形につきましては、先ほど言った契約課内部とかではなく、当然入札制度検討委員会等で諮りまして、全体で決定しております。

○川上委員

そのときに、1者入札はオッケーですよというふうにしてきた期間の問題について、どういうメリットがあり、どういうデメリットがあったのか、悪影響があったのかについて、総括的なものが報告されて、まとめが行われているのでしょうか。

○契約課長

総括的なまとめといいますか、1者入札をした関係で、直近で言えば鎮西の関係で100%入札が続いたわけで、そういった全体的な流れを考えまして、平成29年度についての方向性を決定したわけです。

○川上委員

この間の100%の1者入札等の状況を見てみると、子育て分野ということもありますけれども、もっぱら学校建築のために、平成26年12月16日に総務委員会に報告された1者入

札を今後は解禁すると、そのために焦点を当てて、執行部はそれを解禁したのではないですか。

○契約課長

結果としましては、教育委員会関係の工事が多かったわけですけど、決してそういったいま委員が言われるような意図的なものはありません。

○川上委員

過去の答弁と食い違いがあると思います。過去の答弁は、この時期に公共工事が集中し、業者が不足するということが見込まれたので、こういうことが起こりうる。それを認めるということでやったんだという趣旨の答弁が繰り返されているじゃないですか。だから、結果としてこういうことが起こったということではなくて、これを執行部のこの解禁措置が誘導したのではないか。引っ張ったのではないかという質問をしてきましたけど、事実上それを認める答弁があったと思います。今のは結果論だとおっしゃいましたけど、そここのところはどのような認識でしょうか。

○契約課長

すいません、私のちょっと説明が、教育委員会の部分が多いというのが結果という形で、公共工事が今から先多くなっていきますので、1者入札を認めたわけであって、その中で教育委員会、子育て関係の建設工事が集中したということでの答えです。

○川上委員

教育委員会、あるいは子育て分野の工事がその時期に集中するということは最初からわかっていたわけですよ。だから、全体については想定もあったけれども、教育委員会、あるいは子育て関係については想定外ということはあるまいだろうと思うわけです。それで、特別付託案件についての審査はこれからも続くわけですけども、少しまともな検討をしてもらって、市民の立場から検討するものに耐えうる内容のものをぜひ用意してもらいたいと思うんですけども、それをあと押しする意味で少しお尋ねします。平成27年7月31日に、穂波東小中一貫の工事において、建設中のひさしの部分が、崩壊するという事故がありました。これは3工区ですね。平成26年12月16日に総務委員会で先程言った1者入札の解禁について報告したあと、年末年始、年が明けて1月9日に公示をしたでしょう。そして、2月3日に入札し、2月12日に臨時議会を求めて、そこで議決を諮りましたよね。そして、この3工区で、今言った事故が起こるんだけど、これには6共同体が名を連ねたんです、最初は。その6共同体を含む入札結果をお尋ねします。

○契約課長

今言われているのは、(仮称)飯塚市立穂波東小中学校建設(3工区)工事の分だと思えます。6者と言われたんですけど、そのうち2者が落除き、2者が辞退で2者による入札行った結果、100%でのくじ引きによる決定だったと思います。

○川上委員

落除きは3者じゃないですか。6者のうち3者が落除きで、2者が辞退じゃないですか。間違えです。幸袋のことを言っていました。課長の答弁のとおりですね。そこで春田・大和・ログファームが2者の100%でくじ引きで落札するということになったんだけど、7月31日に事故が起こるんだけど、人身的なことはなかったと聞いていますけども、工期への影響はどうだったんですか。

○契約課長

工事につきましては、工期内で終了しておりますので、影響はなかったものと考えております。

○川上委員

この事故については、春田ほかの共同体関係は、指名停止等の対象ではないですか。

○契約課長

本市において、指名停止とする場合の本市で定める指名停止措置要綱の定める要件に該当する場合については、措置を講じることになっております。この事故が発生した当時、指名停止措置基準の項目が当てはまるのではないかとということで、調査、確認を行いました。その結果、大きな事故ではありましたが、人的被害もないことから当てはまる項目がないことを確認しましたので、指名停止の措置は講じておりません。ただし、発生した事故が大きかったことを重視し、担当の建築課のほうから指示書による嚴重注意としたところでございます。

○川上委員

それは、いつの段階で確認しましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 30

再開 10 : 30

委員会を再開いたします。

○契約課長

平成27年8月6日に建築課のほうから春田のほうに、これはJVでしたので、そちらのほうに指示書という形で、文書で指導しております。

○川上委員

事故が起きて、7日後の27年8月6日に先ほど言われた嚴重注意とは別のものですか、それは。何の通知ですか。

○契約課長

これは工事に関して事故が起きましたので、そういった指示書です。それを受け渡しの際に、注意したということです。

○川上委員

ちょっと確認しますが、7月31日に事故が起きるでしょう。そして8月6日までに内部検討をして指名停止はしないと、該当しないのではないという通知を8月6日にしたということですか。

○契約課長

通知につきましては指示書と言う形で建築課のほうから指示書という形で通知しておりますが、契約課にほうから指名停止をしませんという通知ではありません。

○川上委員

そうしたら契約課としては何をしたんですかね。この7月31日の事故を確認したわけでしょう。契約課としては何をしたんですか。

○契約課長

先ほど申しましたように、指名停止の措置要綱基準に基づきまして、実際これが指名停止に該当するかどうかの調査を行い、その結果、該当しないということで判断いたしましたので、調査と検討をいたしました。

○川上委員

調査と検討したんだけど、該当しないということだったので、契約課からのラインから春田のほうに何かをしたということは、連絡をとったということはないということですね。そうですか。

○契約課長

契約課のほうからは、直接連絡はとっておりません。こういった事故が起きておりますので、建築課のほうから注意していただくようお願いをいたしました。

○川上委員

建築課ラインからいったものについてお尋ねしますが、それが8月6日なんですね。指示

書というのはどういう内容のものですか。

○建築課長

指示書の内容といたしましては、平成27年7月31日のシート一階立ち上がりのコンクリート打設中に発生した型枠崩壊事故に関しまして、原因の把握と今後同様の事態を生じないための施工管理体制及び安全に対する意識の徹底を図るための措置を行うようにというこでの指示をしております。あわせて、崩壊した箇所につきましては、品質上の問題が発生しないように復旧を行うことというこでの指示を現場のほうにしております。

○川上委員

その指示に対する春田ほかの共同体の回答及び実施状況については、どう確認していますか。

○建築課長

指示書を出した折に、それに関するこちらからの指示に対しての承諾いたしますという形での文書をとっております。

○契約課長

わかりましたということなんでしょうけど、そして、そのとおりにしたのであれば、原因もわかっているし、今後の対策もわかっているということになるんですけど、承諾書は出したんですけど、実際指示のとおりしたということについてはどう確認していますか。

○契約課長

現地にて設計事務所、工事監理者のほうと現場で指示どおりに是正が行われておるかということを確認してまいりました。

○川上委員

現地で確認して、復命書というか、レポートをつくったんでしょう。確かにこのように指示書のとおり、是正が行われておるとい、そういうレポートもつくっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:36

再開 10:38

委員会を再開いたします。

○建築課長

レポートというか、現場のほうにて確認いたしましたものにつきまして、工事監理者のほうの月報あたりにそういったことで、管理についてしておりますが、ただ異常がなければ、特にそこについて明記されてないかと思えます。それとレポートというものではないと思うんですか、是正工事の施工計画書というものは、出させておりますし、それに基づきましての現場での検査というものは行っております。

○川上委員

だめですよ、そういう答弁では。重大事故が幸い人命にはかかわらなかったけど、そういう指示書を出すくらい事故が起きたんですよ。紙一重じゃないですか。指示書を出しました。相手は承諾書と呼ばれましたが、わかりましたという。あなた方は、それで終わりにしないで現地に行ったんでしょう。民事再生中の設計事務所と一緒に現場を確認したんでしょう。あなた方はこれでいいと思ったわけ。だったら、出張してそこに行っているんだから、復命書がいるでしょう。そこに行って、その事実を確認したという文書があるでしょう。それが無いということをおっしゃっているんですか。業者が出すとかいうこととは違う。あなた方が自分が出した指示、相手はやりますといった承諾、じゃあというので現場に行って、確認したこと。そのことをまとめたものがあるのかと聞いたのに対して、明確な答弁がない。あるんですか、ないんですか。

○建築課長

そのような現場に出向くときの復命書というものはございません。

○川上委員

復命書というのは、帰って書くものでしょう。行くときにあるわけないでしょう。だから今の答弁からいうと、自分が是正を要求する指示書を出した。相手はわかりましたというものを出した。現場に乗り込んで見た。しかし、それきりということではないですか。先ほど、契約課長が嚴重注意をしましたと、言われましたね。それは、どのラインで、どういう文書で嚴重注意ということをしたわけですか。

○契約課長

先ほどの建築課のほうで指示書を受け渡すというか、その際に一応こういったことで事故が起きておりますので、注意しておいてくださいということで、建築課のほうにお伝えしております。直接そこで文書を渡して下さいという形で、文書はお渡ししておりません。

○川上委員

そうすると、嚴重注意書というものを作成して、請負業者に渡したということではないんですね。

○契約課長

建築課のほうから指示書を渡す際に、建築課のほうから注意していただくようにお伝えしただけです。

○川上委員

建築課は指示書は出しました。でも指示書は指示書であって、嚴重注意書ではないでしょう。指示書というのは、嚴重注意書のことなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 42

再開 10 : 44

委員会を再開いたします。

○建築課長

先ほど、答弁いたしましたけれども、指示書の中に、施工管理体制及び安全に対する意識の徹底を図るための措置を行うことを指示するという内容で、これにつきましては、嚴重注意としての意味を込めた内容ということで、こちらのほうは指示をしております。

○川上委員

嚴重注意はしていないという答弁ですね。嚴重注意という言葉はないわけでしょう、指示書の中にも。それからあなた方自身も嚴重注意という言葉は使っていないでしょう、相手に対して。

○建築課長

今回、その時点で起こした事故が非常に大きいことから、口頭での嚴重注意は行っております。

○川上委員

口頭で嚴重注意と言ったんですか。

○建築課長

その時点で嚴重注意と言うことで、今回の起こした事故の内容からして、嚴重注意ですということでの申し伝えをしております。

○川上委員

その嚴重注意というのは、この事故起こしたときに指名停止は該当しないという流れの中で、嚴重注意をするというルールがあるんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 46

再開 10 : 46

委員会を再開いたします。

○契約課長

飯塚市の指名停止措置要綱の第8条に指名停止に至らない事由に関する措置としまして、市長が指名停止を行う場合において、必要があると認めるときは、当該事業者に対し、書面又は口頭で、警告又は注意喚起を行うことができるとありますので、この場合、そのような形で注意をしております。

○川上委員

じゃあですね、嚴重注意は出さなかった。口頭で嚴重注意と言いましたと。文書で出すのか、口頭で言うのかは、どこで判断するんですか。その基準によって。

○契約課長

特段規定はございません。

○川上委員

それは、特段規定がないんだけど、文書、口頭と決めているわけでしょう。口頭を選んだ理由はなぜですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 10 : 48

○建築課長

契約課のほうから嚴重注意ということで受けまして、建築課のほうでは繰り返しの答弁になりますが、施行者のほうに対し、今回人身ではないけれど、非常に多大な事故ということを踏まえまして、指示書ということで、施工管理の体制及び安全に対する意識の徹底を図るための指示を出しております。

○川上委員

どうしても答えられないということですかね。今2つのことを確認しようと思うんだけど、1つは現場に行って口頭で嚴重注意ですよと言いました。指示書を渡しました。向こうは承諾書を出しました。わかりましたと、そのとおりにしますと。現地に行っているいろいろと確認していったんでしょう。確認したけれども、確認した内容についてのまとめたものはないというのが1つ。それからもう1つは、先ほど契約課長が文書ないと言われてましたか、口頭で嚴重注意と、嚴重注意ではなかったですね、注意をするということになっているんだけど、今回は口頭ということで、建築課ラインから言うことにしたと。それは文章か口頭かというのは、何によって判断したのかということについては、答弁がないままなんですけど、答弁ができないということを確認してしまっていていいですか。

○建築課長

先ほど言いました文書又は口頭での注意喚起ということで、建築課のほうで指示書を渡すと聞いておりましたので、それに合わせて今回は口頭での注意をお願いしたまでです。

○川上委員

までです、ではないでしょう。なぜそれを選んだかということを知っているわけではないですか。しかもあなたは注意喚起と言っているんだけど、建築課長は嚴重注意というふうに言ったというんですよ。本当なんですか。契約課の規定で注意喚起しか書いていないのに、建築課長は勝手に嚴重注意という言葉を使うんですか。仕事しているほうからすれば、法律にない言葉で嚴重注意と言われたら大変なことではないですか。嚴重注意をするんだったら文書をくれ

と言いたくならないですか。注意喚起なんでしょう。契約課の今の話だと。文書ないし口頭で注意喚起をすると。そうしたら、契約の規定に基づく行為は貫徹されてないということになりますよ。注意喚起のことは厳重注意なんですか。どうして文章でなくて、口頭だったのかを聞いているんですよ、さっきから。それに対する答弁がもうできないという確認をしてよいかと聞いているんですよ。

○契約課長

あくまでも注意喚起を行うことができるとありますので、その注意喚起の中で厳重注意していただいたということになります。

○川上委員

それはわかりました、そうしたら。私の質問をわかっていますか。文書か口頭かなんでしょう。なぜ口頭を選んだのかということについては、もう答弁ができないんですね。それを確認してよいかということを知っているんですよ。

○契約課長

先ほど申しましたように、当然契約課のほうとしましては、文書か口頭かの判断の中で、建築課のほうで指示書を渡すということを知っていましたので、それでしたら、契約課のほうは、指示書の文書を出すという判断をした中で口頭でお願いしました。今回は口頭でということでした。文書というのも考えたんですけど、指示書としての中での判断です。

○川上委員

その規定があるんでしょう。その規定は過去に出したことはないわけですか。文書で注意喚起の規定を使ったことはないんですか、過去に。

○契約課長

過去、私がいるあいだでは記憶がございません。

○川上委員

私は、契約課長が所管している行政行為を、建築課が所管している行政行為でしょう。その文章があるからそれを理由に2つもやるのはやり過ぎみたいな答弁でしたけど、そういうのは普通ですか、飯塚市では。過去に、あまり例を知らないと言われたけど、それほどのことを行ったということなんですよ。答弁になってないと思いますけど、少し先に行きましょうね。これはもともと、こうしたことも含めて1者入札を解禁したことについてのメリット、デメリット、悪影響について、きちんとした総括があるんじゃないかということ提起し、それを考える1つの背中を押す材料として今聞いているわけですからね。これはまた繰り返し聞きますよ。それで、あなた方のこの問題についての軽視、軽々しさというのがどこから出ているのかというのが背景にありますよ。問う必要はありますよ。このころ、市の最高主導部のところで一体何があったのかというようなこともリンクして考えざるを得ないことがあると思います。それで翌年、平成28年、つまり去年ですけれども、工事が終わって引き渡しを受けるでしょう。春田ほかの共同体から受ける。そうすると、今度は鎮西ですよ。7月27日に業者選考委員会を開いて、既に明らかになっているような新種の新手の官製談合というふうに私は呼んだけど、その下準備がここで行われる。そして2日後、7月29日に公示、その事態を重視して、8月3日に総務委員会で指摘し、このときには幸袋小学校その1、その2、穂波東小学校小中一貫その1、その2、その3、その4の出来事については詳しくは展開していなかったけれども、あなた方はこの幸袋と穂波東で起こっている事態は把握しているわけだから、みずから7月21日に業者選考をするときに、この業者選考のやり方では、幸袋と穂波東で起こったようなことが起こり、高落札率、100%、そうしたことがくじ引き、辞退、落除きなどによって生じることを当然予想していたはずですよ。だから私は、8月3日総務委員会で1者入札にも対抗できる競争性を確保するために仮定の応札者をつくるべきだというふうに言ったのに、あなた方は勉強するとか適当なことを言って完全に無視したでしょう。8月12日に業者を締

め切って、予定どおりの業者になったわけでしょう。そして8月23日に入札、そして1から5までが100%落札。2者というのもあったけど、くじ引きを含めて事実上の1者ですよ。この中で重要な役割を果たしたのが春田建設じゃないですか。それは昨年9月議会で討論で述べたとおりです。あなた方が、私は本来指名停止をして当然だと思っただけでも、それに対して適当な対応をしたために指名停止期間にもよるけれども、もうノーマークで、このあなた方がかかわった新卒の官製談合の中で、この春田建設は重要な役割を果たしたと思われる事態が生じたのではないかと思うわけです。そこでこの1者入札について、締めくくりますけれども、先ほどから繰り返してありますが、真剣な総括をやらないまま解禁を今度は取り消すと言っただけでは、行政の責任は果たさないと。幸袋、穂波東だけで100%落札の請負金額は28億ですよ。ですから、通常想定される、期待される落札率との関係で言えばこれだけでも数億円の無駄遣いをあなた方の怠慢によって生み出したのではないかと、つけ加えておきたいと思います。引き続き、このことについて、質問したいと思います。きょうはこれで終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「2020東京パラリンピック地誘致活動について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

2020東京パラリンピック事前キャンプ地誘致活動について、ご報告いたします。

お手元の「2020東京パラリンピック事前キャンプ地の内定について」の資料をお願いします。1番の「これまでの主な活動・関連する取組」につきましては、平成27年3月に誘致・支援実行委員会を設立し、誘致活動に取り組んでまいっておりまして、平成29年4月に南アフリカ共和国へ訪問し、5月に南アフリカ共和国のオリンピック委員会・車いすテニス協会関係者を飯塚市にお招きしております。

2番の「キャンプ地内定発表に至る経緯」につきましては、6月21日に南アフリカ共和国スポーツ連盟オリンピック委員会から飯塚市長あてにメールにて文書が送信されました。

文書の内容としましては、5月の飯塚市視察時にはおもてなしをしていただき感謝する。懸案事項として宿泊ホテルがある。選手やスタッフを全員受け入れられるかどうかということ。車いすテニス競技の事前キャンプについては飯塚市でキャンプを張ることができそうである。キャンプ日程等の詳細については、しかるべき時期に知らせる。現在、他のスポーツ種目についてキャンプを飯塚市で行うかどうか協議中というものでございます。

この文書を受けまして、南アフリカ共和国スポーツ連盟オリンピック委員会に内定の公表を行ってよいかとの問い合わせを行いましたところ、6月27日の夜に「プレスリリースして問題ない」との回答をいただいたため、翌6月28日の市長定例記者会見にて、南アフリカ共和国車いすテニス競技のキャンプ地内定の発表を行いました。本日、総務委員会に報告するものでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務について」、報告を求めます。

○都市施設整備推進室副室長

中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務について、ご報告いたします。

お手元の「中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務について」の資料をお願いします。平成28年度に中心拠点（菰田地区）活性化基本方針検討業務を委託しまして、この委託業務により菰田地区の変遷や菰田地区の上位計画の位置づけを整理し、菰田地区の課題や強みを抽出して目指すべき整備イメージを作成しております。

お手元に、配布しております資料に基づきまして、菰田地区自治会長会や菰田地区まちづくり推進協議会役員へ菰田地区活性化に向けての説明をしておりますので、その内容をご報告いたします。

1ページをお願いします。1番の「菰田地区の変遷整理」につきましては、明治後期から昭和初期にかけて、飯塚の玄関口として発展し、市の中心市街地の一翼を担ってきたこと。特に飯塚駅周辺では、昭和23年の炭都マーケットの誕生、もあり市の商業機能を担ってきたことなどの5点で、最後に近畿大学九州短期大学の設置により、学園都市の主要エリアとなったものの、地区の再生には至らず疲弊してきていることを整理させていただいております。

2番の「菰田地区の上位計画の位置づけ整理」につきましては、第2次飯塚市総合計画の第6章都市基盤・生活基盤において、「計画的な土地利用の推進」、「定住環境・公共交通の充実」を掲げております。

次に、飯塚市都市計画マスタープランにおける菰田地域の目標としましては、「新たな活力を育み、住みやすさが実感できる賑わいと潤いのあるまちづくり」を掲げております。

2ページをお願いします。飯塚市立地適正化計画においては、菰田地区は、「都市機能誘導区域」として、市域全体の中心的な役割を担う拠点である中心拠点型、研究・交流による地域経済の活性化を図る学園都市型に類型されており、あわせて、居住誘導区域に設定されております。

3番の「菰田地区の課題抽出」につきましては、人口が減少、高齢化が進行していること。卸売市場移転後の土地利用。東側から飯塚駅へのアクセスが不便であることなどの5点を整理しております。

4番の「菰田地区の強みの抽出」では、福岡都市圏、北九州都市圏へのアクセスが便利であること。大学があること。主要な都市機能があることを整理しております。

次のページの「菰田地区周辺交通軸」をお願いします。JR新飯塚駅と飯塚バスターミナルを中心市街地として枠囲いし、その南側に位置しますJR飯塚駅を中心とする地域の3点を中心拠点として破線で囲っております。

ご覧のとおり、菰田地区は、JR筑豊本線による広域骨格軸の上であり、国道201号線バイパスによる道路上の広域骨格軸に位置しており、交通の要衝地であることが示されております。

4ページの「地区の課題図」をお願いします。この図面では、昭和通り沿線の日常生活利便機能の充実区域、炭都ビル跡地の利活用、飯塚駅及び駅前の機能強化、アクセス強化、バリアフリー化、卸売市場移転後の土地の利活用、公園の再編、未整備都市計画公園への対応を図示しております。

5ページの「整備イメージ図1」をお願いします。「まちの拠点整備」としまして、卸売市場敷を居住ゾーン、公園ゾーンとし、「まちの顔整備」としまして、JR飯塚駅を中心とする東西歩行者軸の整備、「まちなか再生」としまして、近畿大学九州短期大学・菰田公民館を核としたまちづくりを図示しております。

6 ページの「整備イメージ図 2」をお願いします。こちらの図面は、近畿大学九州短期大学が卸売市場敷に移転する場合のゾーニングでございます。「まちの拠点整備」としまして、卸売市場跡地を居住ゾーン、コミュニティゾーン、近畿大学九州短期大学、公園ゾーンとし、「まちの顔整備」としまして、JR 飯塚駅を中心とする東西歩行者軸の整備、「まちなか再生」としまして、菰田公民館を核として近畿大学九州短期大学敷を居住ゾーンとするまちづくりを図示しております。

以上のことを、菰田地区の自治会長会やまちづくり推進協議会役員にご説明させていただいておりました。地域では、活性化を協議する組織の立ち上げが検討されております。

今後とも、関係部署と連携しながら、菰田地区の活性化に向けて、地域の方々と協議してまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「本庁舎 2 階屋上広場タイルについて」、報告を求めます。

○総務課長

それでは、「本庁舎 2 階屋上広場タイルについて」、ご報告をいたします。

本庁舎の 2 階、正面玄関の真上にごございます屋上広場のタイルが破損したことににつきまして、その経緯や原因などを報告するものでございます。お手元に配布している資料をお願いいたします。まず、1 番のタイル破損の経緯でございますが、5 月 18 日と 20 日に、職員が歩行中にタイルが破損し、5 月 22 日に、建築課職員が点検中に破損したため、同日、立ち入り禁止にいたしました。5 月 26 日に、階段から自動ドアの範囲の床シート養生作業中に破損、6 月 3 日に、ゴーヤ植え付け終了後の片付け中に職員が歩行中に破損、6 月 27 日に、西日本新聞において屋上広場の床タイル破損について記事が掲載されております。

次に、2 番の破損の原因につきましては、製品メーカーの検査と全国タイル検査技術協会による現物の抜き取り曲げ破壊荷重試験を行いました。問題ない数値を確認できたことから、現在施工している製品からは問題となる要因が確認出来ませんでした。今回の破損の事象としては施工を含めて、複数の要因により発生したのではないかと考えられますが、タイル破損の確たる原因は、現在も継続して調査を行っております。

3 番の是正方法につきましては、現在、速やかに復旧できる方法を、施工者と協議を行っているところです。

4 番の費用負担につきましては、今回の工事費用は、施工者が負担しますので、市の負担は発生いたしません。

以上、簡単ではございますが、「本庁舎 2 階屋上広場タイルについて」、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この 2 階屋上広場は 5 月 8 日の開庁以降、何日ぐらい使える状態だったんですか。

○総務課長

5 月 8 日開庁以降、立ち入り禁止にしたのが 5 月 22 日でございますので、2 週間程度になるかと思えます。

○川上委員

その間、市民がそこを利用するというか、入ったりしたことはあるんですか。

○総務課長

立ち入り禁止にした5月22日までは、自由に出入りできる状況でございましたので、市民が入ったものと考えております。

○川上委員

職員ないし、市民にけがとかいうことはなかったんですか。

○総務課長

市民及び職員にけがが出たという報告を受けておりません。

○川上委員

あれはタイルがあって、もし転落すれば、基盤はどれぐらいの高さだったんですか、深さというか。

○総務課長

高さは50センチございます。

○川上委員

ちょっと大けがをしかねない状況だったんだけど、これは引き渡しはいつ受けたんですか。あるいは検査はいつしたんですか。

○建築課長

竣工検査につきましては、平成29年2月15日から2月16日まで2日間にわたり検査をいたしまして、平成29年2月28日に竣工引き渡しを受けております。

○川上委員

ここをつくるために幾らかけたんですか。この2階の屋上広場に、わかりますか。

○建築課長

申しわけございませんが、ちょっとその部分につきましては金額まではわかりません。

○川上委員

4番で費用負担を施工者に求めるんでしょう。どうして今私が聞いたことがわからないんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11：25

再開 11：26

委員会を再開いたします。

○建築課長

是正に関するその部分の金額は、現段階ではまだ是正方法につきましても検討中でございますので、まだその部分についての金額というのはまだ算出ができておりません。

○川上委員

最大でどれぐらいかかるかもわからない。現状では対応年限が、わずか3カ月だったと言わざるを得ないようなものをあなた方は2月15日から16日の2日間もかけて、点検したということになるんだけど、この不始末について執行部はどう考えているんですか。市民に対して、どういうふうに申し開きをするつもりなのか、お尋ねします。

○総務部長

今回のこのタイルの破損については、大変申しわけないことだというふうに思っております。その分、市民の方に利用していただく予定としておりしました部分が今できてない状況でございます。そうしたことから、できるだけ早くよる復旧するように、今施工者と協議を重ねて、早急な対応をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○川上委員

ここは市民にいろいろと活用してもらおうということもあったところで、楽しみにされているところもあったかをしません。ゴーヤを植えるためにつくったわけではないでしょう。重大

なことは、防災、避難にかかわる広場であったでしょう。これが機能していないということになるんですよ、今。それについての認識は、今総務部長からは一言も出なかったんだけど、その認識は私のほうが間違いですか。

○総務課長

いえ、決してそういうことではございません。そのような部分での利用も当然考えておりますので、そういったものについて、何とか早く復旧させたいという思いでございます。

○川上委員

そうするとこれが使えないんだったらで、使えないあいだに大規模災害があった場合にはどうするとか、そういう検討ももちろんしていないでしょうね、今の答弁だと。防災の観点からこの広場が使えないということについて、使えないんだったら、どういう代替を考えていくのかということを考える必要があるんじゃないですか。

○総務部長

委員が申されておりますとおり、もしそこが使えない場合はどうするのかということについて、詳細に詰めておりませんが、他の部分を活用するというのも考えて対応していきたいというに思っています。

○川上委員

それから、この施工者はだれですか。

○建築課長

大林・鈴木・仲村特定建設工事共同企業体になっております。

○川上委員

そこを実際に工事したところですよ。施工体系図でわかるでしょう。あなた方はどこの業者が現実にしたのか確認しているでしょう。

○建築課長

タイル工事に関しましては、中村石材工業株式会社になっております。

○川上委員

そこが工事をしたわけじゃないでしょう。現実に工事したところをあなた方は把握していますか。

○建築課長

中村石材工業株式会社の協力業者として、株式会社増田石材になっております。

○川上委員

そこがひとりでやったんですか。これを見たらわかると思うけど、ものすごく難しい床張りですよ。分厚いタイルをびたっと引っ付けるでしょう。十字があるじゃないですか。十字にこれぐらいの支柱で支えるんですよ。これでレベルをとるのは、もう相当な技術がないとできませんよ。わかるでしょう。あれがないんだから、全然。1ミリ狂っただけでも、1ミリへこんだり、出たりするんですよ。こうなるじゃないですか。相当難しいですよ。経年劣化だとか考えたら。基盤の狂いも生じるわけでしょう。この支柱の狂いも生じる。こういったことを考えたら相当難しいですよ。これは業者がまともに工事をできたかという問題とともに、工法そのものが、手法がこれでよかったのかと、なぜこの手法を採用したのかということも問われる。オーソドックスな普通のでいいじゃないですか。お金のかかる難しい飯塚しかほかに例がないような工法でやったわけでしょう。象が乗っても大丈夫というぐらいの強度があるんでしょう。市の職員で象より重い人はいないでしょう。それがこんなに簡単に破損し、立ち入り禁止にしなければならないような事態というのは、極めて異常ですよ。それで破損の原因の中で、曲げ破壊荷重試験を行ったが、問題ない数値を確認できたと書いているけれども、これは市が確認したんですか。業者が確認したことをあなた方はここで鵜呑みにしようとしているということになんですか、この2番は。お尋ねします。

○建築課長

その検査に関しましては、施工者のほうより、一般財団法人全国タイル検査技術協会のほうに現場でタイルを数枚抜き取り持ち込みまして、そちらのほうで試験を受けた結果の報告をこちらのほうにいただいております。

○川上委員

真四角の亀裂が入っていない、破損していないものの強度の数字と破損したり、亀裂が入ったものとの検査の結果、数字は確認していますか。

○建築課長

破損しているものについての数値は確認をしておりません。

○川上委員

それじゃあ、破損していないものについての数値は確認しておるんですか。

○建築課長

破損していないものにつきましては、現在敷設してあるタイルを数枚抜き取り、それを試験にかけております。

○川上委員

その結果の数値は確認できているのかと聞いたんですよ。象が乗っても大丈夫の数字なのかどうか。

○建築課長

その数値につきましては、問題ない数値が結果として出ております。

○川上委員

数値を言ってください、建築課長。その問題のない数値というのを言ってください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 36

再開 11 : 36

委員会を再開いたします。

○建築課長

曲げ破壊荷重試験におきましては、一番最小の数値としまして、1万424.2ニュートン。最大の数値で1万3722.9ニュートンという数字を受けております。

○川上委員

数値が最初に期待される期待値のとおりなのかどうか。それは確認していますか。

○建築課長

設計といたしまして、129キロというのが、数値としてありますが、はるかにそれを超えた数値としては上がってきております。

○川上委員

それは壊れなかったものだから、それが普通の姿だと思いますよ。壊れたものはどうだったんですか。ひびがはいったり、破損したりしたものは、その数値はどうだったんですか。

○建築課長

壊れたものにつきましては、試験はできておりません。それにつきましては、数値はわかりかねます。

○川上委員

ユニックで積んで持っていったじゃないですか。検査するために運び出していたでしょう。破損したものは持っていったんですか。

○建築課長

破損したタイルにつきましては、一旦メーカーのほうに引き上げまして、破損の状況、破断

した状態の切り口とかいところの調査を行っております。

○川上委員

大丈夫なもの検査をして、期待どおりの数値がありましたと。壊れたものはそういう数字があったのかどうか、調べるのは普通じゃないですか。壊れたものをメーカーに送って、証拠なんですよ、これ。全部送ったんですか、メーカーに。壊れたのを。全部返しているんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 40

再開 11 : 41

委員会を再開いたします。

○建築課長

破断した状態のものにつきましては、検査の規格のほうにはのりませんので、それにつきましての検査というのは、できないと。ただ、メーカーのほうに破断したものを改修して、向こうで調査させておりますのは、破断の原因としてクラックとか、そういったひび割れ等が、どこかないかとかいところで、それ以外のものも含めまして、確認のためにメーカーのほうに引き上げをさせております。

○川上委員

これは、争いなんですよ、既に。なにか買って来たパソコンが調子が悪かったから変えてくださいと言っている話と違うんですよ。これほどの重大な事態が起こっていて、その証拠品ですよ。送りがえして切り口を見てもらおうとか、なにかおかしいんじゃないですか。規格がどうだとか言っても、私とあなた方の見解とだいぶ違いますよ。強度検査はできますよ。そういうことを理由にして、大事な証拠品を争うかもしれない相手に、大事な証拠品を送り届けてどうするんですか。検査をしない。証拠品は手元に残さない。費用負担は相手に頼みましょうという話でしょう。全部別の工法で安全なものしてもらおうではないかということすら、争いの請求の選択肢になりますよ。報告だから、詳しくはあれですが、この工法を採用するということについて、業者から説明を受けたことがあるんですか、最初に。

○建築課長

設計のほうの考え方としての仕様ですが、屋上広場バリアフリー化に配慮いたしまして、2階屋内から段差なしで往来ができるように、フラットに仕上げ、高さをそろえております。屋上広場の床下には配管のスペースとして活用し、将来の防水改修や配管類のメンテナンスに対応できる仕様としております。床仕上げ材につきましては、耐候性、耐摩耗性に優れた磁器質タイルを使用し、雨天時の排水性を向上するためにタイル間に隙間を設けております。

○川上委員

タイル間に隙間なんかをつくっていると引っかかるじゃないですか、大体。この工法は特殊ですよ。それで、この工法でいきたいというのは飯塚市側から何か調べて、今言った仕様書の中身で、大体この方向でいってほしいという提案をしたんですか。それとも業者のほうから、こういう工法でいきますと、多少お金がかかるけどという相談があったんですか。報告があったんですか。

○建築課長

設計段階の折からの設計事務所のほうからの提案ということになっております。

○川上委員

きょうは、このぐらいにしますけど、いずれあなた方がきちんとまとめられると思うので、その折にまた、お尋ねをしたいと思えますけど、市長これは、人命にもかかわる重大なことをだと思えますよ。ものすごい税金をかけて、110億もかけてつくっている市役所が、1階のロビーのタイルを見たでしょう。あれは修繕した結果があれなんですよ。こんなに隙間が開

いているのがあちこちある。修繕してあれですよ。それからエアコンの調子が悪いし、どうなっているんですかね。そのことを指摘しておいて、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年7月九州北部豪雨について」、報告を求めます。

○防災安全課長

今月5日からの大雨による平成29年7月九州北部豪雨について、被害の概要及び本市の支援状況について、報告させていただきます。お手元に配付しております資料、平成29年7月九州北部豪雨による被害及び支援についてをご覧ください。

まず、被害の概要ですけれども、福岡県分といたしまして、今月25日、3時現在のものを掲載しております。人的被害としましては、死者が32名で朝倉市28名、東峰村3名、うきは市1名という死者がでております。また、重傷2名、軽傷8名、行方不明が6名という状況でございます。家屋の被害ですけれども、全壊99件で朝倉市72件、東峰村26件、添田町1件という状況で、半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水が記載の状況となっております。また報道等ではあまりあっておりませんが、北九州市でも、半壊、一部損壊、床上、床下浸水がかなり出ている状況でございます。また近隣の嘉麻市の状況ですけれども、床上浸水が1件、床下浸水が2件で出ております。避難者の状況ですけれども、現在では311世帯、603名という状況ですけれども、一番多いときで7月6日、6時時点で725世帯、2303名という避難者が出ておりました。

続きまして、大分県の現状ですけれども、25日、9時現在の状況で、人的被害死者3名、重症1名、中等症1名、軽傷2名という状況です。家屋の被害ですけれども、全壊18件、半壊35件、以下記載のとおりです。避難者の状況ですけれども、現在は21世帯、44名の方が避難されており、最大の避難者としてしましては、7月6日の6時半時点で、1078世帯、2178名の方が避難をされておりました。

続きまして、支援の状況ですけれども、7月10日に本市の災害支援対策本部を設置しまして、支援の状況、支援の内容の検討をいたしました。支援の内容につきましては、まず職員派遣ですけれども、物資受け付け搬送業務、災害ごみ搬入受け付け運營業務としまして、朝倉市のほうに7月14日から18日、19日をあけまして、20日の6日間、1日2名の計12名の派遣をいたしております。また、罹災、被災証明関係業務としまして、こちらも朝倉市のほうに今月22日から昨日26日まで5日間、2名の10名を派遣いたしております。いずれも県の市長会からの要請での派遣ですけれども、今後も市長会からの要請等に基づき、随時派遣をしていく予定といたしております。

続きまして、義援金ですけれども、7月11日から8月31日までという日赤の期間に基づき、今のところ受け付けを行っております。20日現在で37万2924円を日赤のほうにお送りしているところでございます。

次に、本市への避難者への救済制度ですけれども、支援対策本部を設置しました翌日に本部の班長会を開催し、協議をしまして、4ページに記載しておりますけれども、飯塚市へ来られた避難者に対する支援を決定しているところです。ここの周知につきましては、ホームページ等、新聞等でお知らせしているところですが、なかなかわからない方もおられますので、転入される方に、特に災害救助法の適用がされております朝倉市、東峰村、添田町、日田市、中津市から転入される方に関しましては、市民課または支所の窓口課のほうで、避難ではありませんかというようなお声かけをさせてもらって、そういう場合は、この救済制度をお知らせしているところです。一昨日現在で避難者が一世帯2名、朝倉市杷木のほうから、親戚を頼ってこ

ちらのほうに来られている現状です。

次に、災害ボランティアですけれども、飯塚市社会福祉協議会のほうでボランティア保険の受け付けを行っているところです。25日現在で、登録者が140名というところでボランティア活動をされています。ちなみに熊本地震では、全体136名の方が登録され、活動されましたけれども、既に、もうその数を超えて、やはり近隣ということもありまして、大勢の方がボランティアに駆けつけていただいております。

次に、ボランティア等に対する高速道路の無料の措置の件ですけれども、今のところ交付はあっておりません。県内の朝倉、東峰村に行かれる方が多く、高速道路を利用されないという方がほとんどだということをお聞きしております。今後、日田のほうに行かれたりする際には、無料措置が使えますので、社会福祉協議会のほうにもそういう希望がある際には、周知のほどをお願いしているところです。

次に、災害廃棄物の受け入れですけれども、東峰村のほうから、可燃性混合ごみの一部受け入れを開始いたしております。7月20日から当分の間というところで、受け入れを行っているところです。

以上簡単ではございますが、報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「柔軟な働き方の試行について」、報告を求めます。

○人事課長

職員が朝早くに出勤し、夕方早めに帰ることでワーク・ライフ・バランスの実現や長時間労働の抑制のため、試行として昨年、一昨年と実施いたしました「朝型勤務」の取り組みの結果、時間外勤務が、一昨年は約16.6%、昨年は12.5%減少するなど、一定の効果が見られましたので、実施後の職員アンケート結果などを通じ、いくつかの点を見直したうえで、本年度も引き続き、柔軟な働き方といたしまして試行いたしますので、ご報告いたします。

それでは提出いたしております資料をご覧ください。まず、昨年との変更点につきまして、表をご覧くださいますと、1番、①でございますが、実施期間につきましては、昨年は8月4日から9月30日までの約2か月間でしたが、実施後の職員アンケート調査などによりますと、「ちょうど夏季休暇取得期間と重なるため、取得しづらい」という声や、「もっと長い期間、できれば1年を通じて実施してほしい」という意見などがございましたので、これを本年度は8月1日から10月31日までの3か月間といたしまして、参加の機会をふやすことで、更に、多くの職員の体験から効果を測ろうとするものです。

その次、②の「勤務時間の拡大」でございますが、昨年は一昨年の、30分繰り上げる、朝8時からの1パターンに加え、1時間繰り上げる朝7時30分からのパターンをふやしました。それで、今回、新たな取り組みといたしまして、表の右側、3つめのパターンといたしまして、10時15分から19時までという「遅出」のパターンを設けました。これは、他市の状況などを参考といたしまして、本市において、毎週木曜日に実施しております、午後7時までの「延長窓口」に対応させ、「柔軟な働き方の試行」とするものでございます。

最後に、資料の下の方になりますが、3と4、対象とする所属と職員につきましては、通常の勤務時間が8時30分から17時15分までとしている職場を基本として、取り組み可能な全所属を対象といたします。

なお、職員はもとより、来庁者の皆様にも十分にこの取り組みをご理解いただくために、広く広報の充実にも努めたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

この試行については、職員労働組合との関係は、話済みなんですか。

○人事課長

了承を得ております。

○川上委員

この試行をするにあたって、庁舎管理にかかわるランニングコスト、維持費の増大が心配されますけど、そのことについては何か検討されていますか。

○人事課長

光熱費等につきましては、旧庁舎で一昨年、昨年と実施いたしましたが、実際に比較をしてみますと、ほかの要素が非常に大きくて、この朝方勤務の取り組みだけを取り出して比較するというのが非常に困難でございました。一応、所管しております総務課に尋ねましたところ、大きな差はないだろうということで回答を得ております。

○川上委員

私は、かなりあるはずと思うんですよ。エアコンの使用をどうするのかとか、点灯をどうするのかとか、ないはずはないんだけど、ないという判断ならそれはそれでいいかもしれないけど、例えば労働安全衛生法で、室温の上限については28度以下となっているでしょう。飯塚市はそれを守るという気持ちがないでしょう。というのは、市独自の規則の中で28度前後と書いていますね。前はわかるんですよ。後というのは、この労働安全衛生法の規則を知る立場にあるものとしては、覚悟の上で後を書いているのかなど。前後の後、これについては、是正する意思がありますか。

○総務課長

今委員、御指摘の点につきましては、クールビズの実施についての中での冷房運転の設定温度のことを御指摘いただいているのだと思います。室温については、28度前後に保つよう努めるというところで運転基準を設定しております。今御指摘の部分につきましては、今後検討させていただくということとでよろしいでしょうか。

○川上委員

コンプライアンス違反を問われる質問があって、だったらどうするかと言われて、片峯市長は進退をかけて考えますとか、答弁しているんですよ。法令の中で明確に28度以下となっておるものについて、なぜ、後と書くのかと、ここで検討ではなくて是正するかと聞いているのに、今後検討していきますという答弁が出るとは夢にも思わず、答弁しなおしてください。

○総務課長

環境担当の部門と検討させていただきたいと思います。

○川上委員

市長、起きていますか。そうしたらちょっと今、ああいう答弁を繰り返しているんだけど、どう思いますか。法令で28度以下というふうに決まっているんですよ。環境と相談するとか言うけど、飯塚市は後でもいいと言っているんですよ。後はどれくらいの後なんですか。法に則って行政行為をしているわけでしょう。なぜ、後とかがつくんですか。指摘しているのに、是正するという答弁をしないんだから。後をとればいいんでしょう。なぜ、それができないんですか。なにか、ものすごい強力な力で28度前後の後がついているわけ。共産党のほうの間違っているんですか。

○総務課長

是正に向けて検討してまいりたいと思います。

○川上委員

是正すると答弁できないんですか、直ちに。

○総務部長

大変失礼いたしました。前後というのは、多分場所によって、過去に温度が違う部分を想定していたことかと思えます。これについては、是正いたします。基準内にさせていただこうと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成29年度飯塚市職員採用試験について」、報告を求めます。

○人事課長

本年度の職員採用試験につきましては、10月15日、日曜日に近畿大学産業理工学部において、第1次試験を実施することとして、明日7月28日、金曜日に公告いたしますので、その概要につきましてご報告いたします。

本年度の職員採用予定人数につきましては、職員採用試験委員会におきまして、退職が見込まれる職員数などから、職種毎に必要な採用予定者数を決定したものでございます。それでは、お配りしております資料をご覧いただきたいと思います。試験区分及び採用予定数につきましては、まず行政事務でございますが、行政事務全体では35名以内、表の上から上級18名程度、初級3名程度、身体障がい者対象2名程度、昨年度、新しい試みといたしまして、実施いたしました県外居住者を対象としたUIJターン枠の採用を6名程度とすることに加えまして、今年度は県内居住者を対象とした民間企業等職務経験者も6名程度採用することとしております。UIJターン枠は、現在、県外にお住いの民間企業等職務経験者の方々を募集いたしまして、本市、飯塚市に来て、あるいは帰って来ていただいて、本市への定住促進につなげたいと考えるものでございますが、これを県内在住の方にも広げて、受験機会の拡大を図るものでございます。

次に、専門職でございますが、土木職が上級、2名程度に加え、民間企業等職務経験者枠2名程度のあわせて4名以内、また、建築職につきましても、次のページでございますが、同様に上級、1名程度に加え、民間企業等職務経験者枠1名程度のあわせて2名以内の採用予定としております。

以上の行政事務、土木、建築の3つの職種につきましては、それぞれ合計の採用数の不足を極力避けるために、試験区分ごとの予定者数を程度といたしまして、その確保に努めることとしております。

続きまして、その下、運動指導員を1名、保育士を8名、保健師を3名、最後、管理栄養士を1名以内としておりまして、全試験区分を合わせ、54名の採用予定数となります。

今後のスケジュールですが、8月10日、木曜日から9月15日、金曜日まで、試験案内等を本庁人事課、また、各支所などにおいて配付いたしまして、市のホームページからもダウンロードできるようにいたします。申込期間も配布期間と同様に、8月10日、木曜日から9月15日、金曜日までとしておりまして、郵送の場合は9月15日の消印有効といたしております。今回公告いたしました内容につきましては、広報紙8月号及び市ホームページに掲載するとともに、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの活用、そして就職情報サイトや地域情報誌におきましてもご案内する予定でございます。

また、県内の主要な大学や短大、市内の高校等に試験案内を配付するとともに、市役所の業務を紹介する公開セミナーを9月2日、土曜日に開催する予定としておりまして、多くの方に応募をいただければと考えているところでございます。

以上、簡単ですが、職員採用試験についての報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

資料の中にある保育士の募集8名以内ということなんですけど、全体についての説明の中で、退職などということ、などの中に入るのかなという気もしますが、この8名以内というのはどういう数字ですか。

○人事課長

保育士につきましては、ことしは6名の退職を予定しておりまして、8名を採用いたしますと2名プラスということになります。全体的には6名の増を目指しておりまして、残りの4名につきましては、再任用職員等で補充をしたいというふうに考えております。

○川上委員

この試験のことから余り離れるとよくないので、このぐらいにしますけど、実は3歳未満児で施設基準上の定数はあるのに、現実には保育士がいらないために入れられないという、公立保育所がいくつもあるんですよ。それで、それをきちんと保育所の担当のところは何人いれば施設基準内でフル稼働できるという、この何人というのを聞いてもわからないというんですよ。6人というのがフル稼働するのに必要な人数かどうかというのは、私は今わからないわけです。しかし、現実には施設基準上14人ゼロ歳児が対応できるはずなのに、9人しか入れられないと。なぜですかと、1対3だから保育士が足りないというところのほかの保育所で、ほかの年齢層であると思われるけど、それを解消するための保育士の必要数が担当課でわからないというから。それで担当課とよく人事課とも検討してもらって、市長の決断と思うけれど、せめて今ある公立保育所が100%の能力発揮できるように、必要な保育士を確保してもらいたい。さらに、言っているとおり緊急に保育所を確保して、それに必要な保育士も確保する緊急措置も検討してもらいたいと、急いでやってもらいたいということを要望して、終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「職員の私的な旅行事案に関する件について」、報告を求めます。

○人事課長

市職員が、飯塚市職員倫理条例に抵触する可能性のある事業者等との旅行に行った件につきまして、平成29年度一般会計補正予算特別委員会に中間報告をしておりましたが、既に、同特別委員会の審査が終了しておりますことから、調査終了に伴う報告を、当、総務委員会に報告させていただくものでございます。

今回の事案の概要ですが、飯塚市の特別職である副市長、市職員が部長職1名、と再任用職員1名の計2名、元職員が1名、市議会議員が1名、それと、飯塚市の入札等に参加するための飯塚市有資格者名簿に登録されている事業者、つまり、指名業者の代表取締役1名の計6名で、平成29年4月14日、金曜日から15日、土曜日にかけて、関西方面に旅行をしたというものでございまして、阪急交通社ツアーに参加したという旅行の形態、また、旅行費用については、各自が均等に負担、そして、参加者の一人が指名業者の代表取締役であることを詳細には認識していなかったこと、最後に全員が私的な関係による旅行参加であった、という内容でございました。

それでは、これらの事案と飯塚市職員倫理条例との関係性に関する概要につきまして、ご報告いたします。今回の事案では、職員倫理条例第4条に規定されている一般職の職員に課された禁止行為のうち、「利害関係者と共に旅行に行く」、という行為に該当するかどうかというところがポイントでございまして。

したがいまして、旅行参加者のうち、一般職の職員は、部長職1名と再任用職員1名の計2名でございまして、利害関係者の可能性があるのは、指名業者の代表取締役1名及び、現在、別の指名業者に「技術参与」として再就職しております元職員1名の計2名でございました。まず、一般職2名のうち、再任用職員についてでございますが、この職員の所属部署と利害関係者の可能性があった2名のいずれとの間にも、何ら取引は発生しておりません。また、そもそも再任用職員には契約に関する決裁権限がないことから、利害関係者の可能性があった2名のいずれとの間にも「利害関係なし」と考えざるを得ません。

次に、部長職職員についてでございますが、この職員の所属部局と、利害関係者の可能性があった、まず代表取締役がその役職を務める指名業者との間には、何ら取引は発生しておりません。このような状態を、国家公務員倫理規程では「職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまるもの」と形容しておりまして、利害関係者からは除外されております。本市では、「利害関係者」の範囲につきましては、これら国の考え方を参考にさせていただいておりますが、具体的に国が定めた国家公務員倫理規程事例集におきましては、「有資格者名簿に登録されているだけでは利害関係者に該当しない」とされており、指名を受ける、あるいは入札の申し込みをするなど、「契約の申し込みをしようとしていることが明らかである事業者」を利害関係者と定義しておりますことから、この間にも「利害関係なし」というふうに考えられるものでございます。

最後に、部長職職員と元職員との間についてでございますが、元職員の所属する事業者と部長職職員の所属部局は物品や役務の取引があるものの、立場的には「技術参与」として、技術分野の業務だけで、例えば営業、入札などの契約に関わる業務には携わっておりません。このような状況について、国が作成しております国家公務員倫理規程質疑応答集を参照いたしますと、「利害関係者の範囲については、全従業員が該当するわけではなく、市との契約に関して営業や契約等で接触する従業員及びその意思決定に携わる職員である。」とされておりまして、やはり「利害関係はなし」というふうに考えられるものでございます。

このような参加者の関係性、また、利害関係者の可能性があった2名から一般職2名に対して職務に係る不正な働きかけや、契約の有利な取り計らいを依頼するような行為は一切なかったことから、今回の旅行の目的は、私的な観光と史料されます。

以上の調査結果から、本事案は飯塚市職員倫理条例における禁止事項等には当たらないと史料されるため、去る平成29年7月14日に開催いたしました人事諮問委員会におきまして、一般職職員2名は懲戒処分等には至らなかったものでございます。

しかし、今回の事案で申し上げますと、部長職の職員は、他の職員に対し、指導的立場にあるにもかかわらず、今回の行為は、市民に疑惑や不信を招きかねない、軽率なものであります。よって今後の行動を戒めるため、任命権者から口頭注意を申し渡しております。また当然再任用職員につきましても、今後の行動を戒めるため、担当部長から注意をいたしたところでございます。

このことを受けまして、副市長並びに他の特別職に対しまして、市民に不信や疑惑を招きかねない軽率な行為は慎むよう、市長のほうから、注意を申し渡されたところであります。

なお、今後は、全職員に対し、改めまして綱紀の粛正と注意喚起を行ってまいります。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

梶原副市長は、4月14日の金曜日と15日の土曜日、飯塚市を離れたわけですが、片峯市長は、副市長が飯塚市を離れるということについて、事前に知っていたのかどうか、お尋ねします。

○市長

副市長が旅行にいかれるということは、伺っておりました。

○川上委員

副市長がいないあいだ、自分は飯塚におるから大丈夫よと、了承したという意味合いですか、知っていたというのは。

○人事課長

旅行に行かれるということを了承したという意味でございます。

○川上委員

副市長は、片峯市長に1泊2日で旅行に行くので、承知してもらいたいということを事前に言われたわけですね。

○副市長

そのとおりでございます。

○川上委員

それはいつのことですか。

○副市長

14日の2、3日前だったと思います。

○川上委員

片峯市長が梶原副市長の個人的な旅行について、事前に知り、どうぞと自分がおりますと言ったかどうか分かりませんが、言うためには、その旅行が適切であるということを事前に確認しておく必要がある。適切だということについて、片峯市長はどのようにして判断されたか。

○市長

適切かどうかまでは考えておりませんでした。この旅行日の片方の日が平日に当たりますので、きちんと休みをとるように言われたものというように私は理解をしております。

○川上委員

そうすると、以前だと政治倫理基準があるわけですね。以前だと。それに基づいて、副市長のとるべき行動というのは、みずから律されるわけですがけれども、それに照らして大丈夫だとか、大丈夫でないとか、そういうことは考慮せずに平日動くのであれば、手続きをとっておいてくださいということと言っただけということですかね。

○市長

どなたとですかというようなことは、伺っておりません。

○川上委員

今は携帯があるから、重大災害が起きたときに連絡がとれるかもしれないけど、帰ってこれないかもしれないというのはありますよね。それは、大事なことなのでひとこと言っておきたいけど、片峯市長は、副市長を信頼しているということで、3月24日に同意議案を上程したのだけれども、信頼しているということと、だれと行くのかを聞かないですむということとは少し違うんじゃないですか。片峯市長は、どうしてそれを聞かないんですか、事前に。副市長から行きますと言われたときに、だれと行くのかと聞いたらおかしいですか。

○市長

社会通念上、私的な旅行に行かれるときに、だれとどう行かれますか、もしくは日程はどうですかと通常聞かないというように私は認識をしております。

○川上委員

それは市長、重大な問題ですよ。その認識は。あなたが飯塚市の市長であり、あなたが議会に副市長にこの梶原さんをとということで提案し、同意を受けたそういう公職にある身ですよ。そして議会で、コンプライアンス違反の場合は、責任をとりますかと、もちろんですと、進退

をかけますと言っている。そういう流れの中で、公的な旅行の中で問題が起こるわけじゃないでしょう。公的な旅行、出張の中で問題というのはほとんど起こりませんよ。私的な旅行の中で、私的な関係が生じていくときに問題があるわけじゃないですか。当然、自分が任命している相手にどこへ行くのと、だれと行くんですかと、どこに泊まるんですかと。そのために副市長は市長に旅行に行きますと事前通告したわけでしょう。これは公的な行為だということをおわかっておられないですよ、市長は。

○市長

私の認識とは違うようでございます。と言いますのが、まず前提として、私は副市長ほか特別職を信じております。また、信じれるかどうかという問題と別にして、職員が有給休暇、年次休暇を取得する、もしくは私的旅行の届けを出すときに、日程等について確認はしますが、だれと行くのかということについては、それは個人のプライバシーにかかわることなので、聞かないというのが通例でございますし、また、その間に業務があれば、時季変更権という管理者としての権利がありますので、日にちを変更してくださいという申し入れをすることができますが、先ほど言いましたような私的な旅行もしくは有給休暇についての取得の申し出について、質問者がおっしゃるような確認は、原則しないものというように認識をしております。

○委員長

川上委員、この件については、あくまでも報告事項であります。平成29年度一般会計補正予算特別委員会での審議をされたことだろうと思います。それに対しての市長がどのように対応したかということの報告でございますので、またそれをさかのぼって、またここでその審議をするような質問はできるだけ差し控えていただきたいと思います。既に執行部としては、人事課長のほうから、その後の措置については報告がございましたので、あくまでも報告事項でございますので、そのあたりを十分認識した上で、質問をされるようにしてください。

○川上委員

副市長が私的な旅行をするときに、不適切な人と一緒にないかどうかについては、あなたの管理責任が問われる問題です。だから、家族と行く名前を言ってちょうだいとかいうのは違うんですよ。不適切な関係、副市長としてですよ、そういう人と一緒にないかなということに思いをいたって市民に対する責任として聞くのが当たり前じゃないかと。片峯市長がそれを聞かないものだという、信頼しているから聞かないということであれば、今後、ずっと聞かないということになりますよ。そもそも片峯市長は、この部長が年休をとって何をするかというのは聞かれないんです。部長に対しては聞かれないですよ。年休の届け出はするでしょうけど、何をやるの、どこへ行くの、だれといくの、これはだめです。副市長に対する態度と全然違うんですよ。なぜ片峯市長が、そこを問わないかということ、任命責任だとか管理責任を全く自覚していない。そして今なお、それにこだわっているのは、自分は守ろうとしているからですよ。あなたが背私向公というなら、今ですよ。この問題で誠実に市民に対してどうあるべきかを語らなければならぬと思います。そこで、先ほどの報告で特定の利害関係はないんだというふうに言われた。こうなってくると、もう安倍首相の世界です。私は、予算特別委員会のときにも言いましたけど、行った旅行者の中に、あるいは呼びかけたけれども、これなかった人たちの中に、小中学校のエアコン、年次計画で総額15億4千万円でしょう。過去のことではなくて、これからの15億4千万円の展開に関わりのある業者がいなかったのかということを知りたいわけですよ。いなかったですか。

○副市長

行った6名以外に声もかけておりませんし、そういう関わりの方に声もかけておりません。ひとり、指名願いを出しているというような業者がおりましたけど、これにつきましても4月以降出してあったかどうか、その時点ではわからなかったと言うことで特別委員会のときに申しましたように、軽率な行動であったということで、深く反省しております。

○川上委員

今エアコンのことを聞いたんだけど、もう1つ予算特でも言いましたけども、今水道局の浄水施設の管理運転、一括してデータベースに、仕事をしてもらっていて、来年1月14日までで14億3220万円で請け負ってもらっているんだけど、今次の5カ年間の業者選考の真っ最中じゃないですか。旅行先で、そんなことを話す必要がないくらい、一緒に旅行に行くんだから、もうそこで話したとか、話していないとかいう問題じゃないですよ。過去に利害関係があったかどうかという話じゃないです。今まさに、これから目の前の、過去の例で言えば14億ぐらいの実績のある業者を選ぼうとしているときに、その関係者が、市長、副市長が私的旅行とって1泊2日で行くメンバーの中において、適切かどうか考えてみたらわかるじゃないですか。エアコンを納入する能力を持った業者の社長がいるのか、いないのか、それが適切かどうか、考えたらわかるじゃないですか。今利害関係があるとか、なんとかというレベルじゃないんですよ。もっとでかい話なんです。それを自分は先ほど言ったような口実を設けて、聞きもしなかった責任を、自分には関係ないと聞かないのが普通だと。そういうことを言って、飯塚市長がつとまるかということですよ。答弁してくださいよ、つとまるか、つとまらんか。

○市長

感性の違いだと思います。私は、職員を信じます。そして、信じて仕事をこれからもやっていくつもりです。今回、今御指摘のような先々の案件についてのご指摘もありましたので、その件については、そのような不信感や過ちがないようにしっかりと管理監督をしてきたいと思っています。

○川上委員

もう最後にしますけれど、私が言っているのは今後管理監督するとかいうんじゃないで、副市長が、自分にこういうことで旅行に行きますと言ったときに、不適切な人と一緒ではないかということについて、聞かなかったあなたの責任、そして、それが何の問題があるかというふうに今言っておるわけだけでも、こうなってくると任命責任、監督責任との関係で、飯塚市の市長が本当につとまるかと聞いているわけですよ。つとまるのですか。部下を信じるとか、信じないとかいうのは、レベルが違う。そんなので、市長がつとまるんですかと聞いているわけですよ。あのときに聞くべきであったというのがきょうの答弁じゃないんですか。大丈夫ですか。答弁してくださいよ。

○委員長

川上委員、先ほどからは言うように、あくまでも報告事項でございます。ここで一般会計補正予算特別委員会で十分に審議をされて、その特別委員会が既に解散されてありますんで、総務委員会のほうに報告がきております。そのあたりも踏まえた中で、報告事項ということで、ここで審議をして、問いただすという場ではないと思いますので、そのあたりを十分認識した上で、簡潔に取りまとめてお願いしたいと思います。

○川上委員

7月18日を目途に報告するというのが市長サイドの予算特別委員会での約束だったんですよ。今日は何日ですか。そして文書も出さない。何もないじゃないですか。これは調査報告ですか。私は、これは報告事項ということなので、このぐらいにしますけど、引き続き、片峯市長には、かけマージャン事件の私の質問にも誠実な回答をもらってないので、背私向公との関係で、またお聞きしたいと思いますので、以上で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。